

北海道告示第 11194 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、市町村から聴取した意見の概要は次のとおりである。

令和5年8月24日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
サツドラ釧路星が浦店
釧路市星が浦大通2丁目8-4 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社サッポロドラッグストアー 代表取締役 富山 浩樹
札幌市東区北8条東4丁目1番20号
- 3 市町村から聴取した意見の概要
 - (1) 事業活動で発生したごみは事業者の排出責任のもと、一般廃棄物と産業廃棄物の区別、分別を徹底し、排出抑制とリサイクルに努めること。
 - (2) 一般廃棄物と産業廃棄物の収集運搬、処分の委託にあたっては、廃棄物処理業の許可の有無、委託する廃棄物が事業範囲に含まれているかを確認して委託すること。
なお、産業廃棄物については、釧路市及び釧路広域連合が運営する施設では処理できないので注意すること。
- 4 意見の縦覧
 - (1) 縦覧場所
北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課
 - (2) 縦覧期間
令和5年8月24日（木）から同年9月25日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (3) 縦覧時間
午前8時45分から午後5時15分まで